

令和6年第3回教育委員会定例会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会 会 議 録

令和6年3月25日 開会

令和6年3月25日 閉会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会



## 令和6年第3回教育委員会定例会

令和6年3月25日（月）

午後4時15分 開会

### ○ 議事日程

- 1 開会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 行事報告
- 4 報告事項
  - 報告第10号 令和5年度町内小中学校在籍児童生徒数（令和6年3月分）について
  - 報告第11号 新十津川町外国青年就業要綱の一部改正について
  - 報告第12号 新十津川町学校給食センター調理等業務委託について
  - 報告第13号 指定管理者に管理を行わせる公の施設の所在地及び名称の変更について
  - 報告第14号 令和5年度新十津川町一般会計補正予算（第6号）について
  - 報告第15号 令和6年度新十津川町一般会計予算について
- 5 議案審議
  - 議案第2号 新十津川町立新十津川中学校の特別支援学級の廃止及び設置について
  - 議案第3号 新十津川町文化スポーツ活動に係る大会出場奨励金交付規則の制定について
  - 議案第4号 新十津川町社会教育委員の委嘱について
- 6 その他
- 7 閉会

### ○ 出席委員（5名）

久保田 純 史  
松 倉 寿 人  
近 藤 陽 介  
高 桑 祥 代  
山 田 裕 之

### ○ 欠席委員（0名）

### ○ 職務のため出席した者の氏名

事務局長 鎌 田 章 宏  
学校教育グループ長 戸 出 雄 基

○ 開会及び開議の宣告

◎久保田教育長

それでは、ただいまより、令和6年第3回教育委員会定例会を開会いたします。

○ 議事日程の報告

◎久保田教育長

本日の日程は、お手元に配布しております議事日程により順を追って進めてまいります。

○ 会議録署名委員の指名

◎久保田教育長

日程第2、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員の指名につきましては、松倉、近藤両委員を指名いたします。

○ 諸般の報告

◎久保田教育長

続きまして、日程第3、行事報告を議題といたします。事務局より報告願います。

◎戸出グループ長

それでは、お手元に配付しております行事報告について、主な行事についてご説明申し上げます。対象期間は、2月9日から本日3月25日までです。2月23日、2月23日から26日の日程で母村奈良県十津川村より第29回十津川村青年県外研修事業として、十津川村青年団5名、引率である十津川村教育委員会職員1名の計6名の研修団が来町され歓迎会を実施しました。研修団は本町のほか、浦臼町のジビエ処理加工センターなどを訪問し、実りある研修となったことと思われまます。なお、令和6年度は本町の青年協議会員が奈良県十津川村を訪問する予定でございます。3月9日、みらいえ前広場において今年度最後のとっぴ子どもゆめクラブが開催されました。子どもたちは雪遊びやスノーシュー体験などを講師である教員OBなどの皆さんとともに各学年が混合で遊びを通じての世代間交流を行ったほか、閉会式では6年生が中学校に入学してからの決意を在校生に発表するなど、年間を通じて大変有意義な活動を実施いたしました。来年度も多くの児童が参加されることを期待しているところであります。各種大会における成績報告については、皆様のお手元に各種大会の結果及びこれから出場予定の全国大会等の一覧をお配りしておりますのでお目通しください。以上、行事報告とさせていただきます。

◎久保田教育長

行事報告の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、行事報告を報告済みといたします。続きまして、日程第4、報告事項を議題といたします。報告第10号令和5年度町内小中学校在籍児童生徒数（令和6年3月分）について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

それでは、議案書3ページをお開き願います。一覧表をご覧ください。小学校、中学校ともに異動はなく、小学校321人、中学校161人、合わせて482人の在籍でございます。特別支援についても異動はございませんでした。以上、報告第10号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎久保田教育長

報告第10号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり。）

◎久保田教育長

報告第10号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第10号令和5年度町内小中学校在籍児童生徒数（令和6年3月分）については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第11号新十津川町外国青年就業要綱の一部改正について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

それでは、議案書5ページをお開き願います。改正内容をご説明いたします。6ページの報告第11号別紙の新旧対照表を併せてご覧ください。第6条第2項中の報酬の支給日について、「毎月末日」を「毎月21日」に改正をいたします。改正理由につきましては、令和6年度から業務効率化のため、すべての町の会計年度任用職員への給与支給を総務課にて一括で行うこととなりました。そのため、町のすべての会計年度任用職員の給与支給日を毎月21日に統一する必要性が生じたことから、改正するものでございます。5ページ、附則としまして、この要綱は、令和6年4月1日から施行いたします。以上、報告第11号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎久保田教育長

報告第11号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり。）

◎久保田教育長

報告第11号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第11号新十津川町外国青年就業要綱の一部改正については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第12号新十津川町学校給食センター調理等業務委託について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

それでは、議案書7ページをお開き願います。内容は、8ページ、9ページの報告第12号別紙をご覧ください。学校給食センターの調理等委託業務につきましては、本年度が第2期の5年間の最終年度のため、令和6年度からの第3期に向けて事務処理を進めている旨を以前、報告しておりますが、その後の状況につきましてご報告いたします。1学校給食センター調理等業務委託に係る経過につきましては、12月27日に第1回委託事業者選考委員会、1月26日にプロポーザル参加事業者募集告示、2月2日、募集要項等に関する質問の受付、こちらには2者から提出がありました。2月9日までのプロポーザル参加意向申出書提出期限までに、現受託者を含む2者から参加意向申出書の提出がありました。2月22日に町議会経済文教常任委員会に報告、同日プロポーザル提案書提出期限で、提案書提出事業者は現受託者1者でございました。2月26日に第2回委託事業者選考委員会でプロポーザル参加事業者の決定、3月14日に第3回委託事業者選考委員会にてプレゼンテーションを行い、調理等業務委託事業者の決定、3月15日、町議会定例会にて令和6年度予算可決、同日、第4回委託事業者選考委員会にて調理等業務委託業者への決定通知をしております。本日、3月25日、当委員会に経過及び業務委託予定業者の決定についての報告、4月1日、令和6年度業務開始となります。次に2学校給食センター調理等業務委託予定業者の概要につきましては、

(1) 商号、日本国民食株式会社。(2) 本社所在地、東京都江東区新木場1丁目18番6号。(3) 代表者氏名、代表取締役、富塚晃光。(4) 業務内容、学校、保育所、認定こども園における給食事業。(5) 設立年月日、2008年(平成20年)12月22日。(6) 資本金、50,000,000円でございます。3学校給食センター調理等業務委託予定事業者決定に至った理由につきましては、委託予定業者である日本国民食株式会社、旧社名、株式会社ニッコクトラストは、平成28年4月から現在まで、当該業務の受託業者であり、これまでの委託期間において、安全、安心、美味しい給食の提供に対する意識、意欲ともに高く、独自のマニュアルを作成し実践するなど学校給食事業を意欲的に展開しており、良好な運営を行っております。次期の委託期間における積極的な改善提案も良好であり、より一層の向上を図りながら、安定的な運営が行われることが期待できるため、業務委託予定事業者とすることを可とするものでございます。4業務委託予定業者からの提案見積金額につきましては、(1) 令和6年度から令和8年度までの見積金額、税込92,066,700円。(2) 単年度最高見積金額、税込30,688,900円。(3) 募集要項設定金額、ア提案限度価格、税込92,070,000円、イ単年度限度額、税込30,690,000円でございます。以上、報告第12号の説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第12号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第12号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第12号新十津川町学校給食センター調理等業務委託については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第13号指定管理者に管理を行わせる公の施設の所在地及び名称の変更について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

それでは、議案書11ページをお開き願います。指定管理者に管理を行わせる公の施設の所在地及び名称。ふるさと公園内にある教育委員会が所管する体育施設の指定管理について、現在、特定非営利活動法人新十津川町スポーツ協会が、令和5年4月1日から令和10年3月31日までを期間とし、指定管理を行っております。3月1日の第1回臨時教育委員会、議案第1号で町議会提出議案としてお諮りしました新十津川町ふるさと公園屋外体育施設設置及び管理に関する条例の一部改正において、ふるさと公園テニスコートを削除することについて、3月15日の町議会第1回定例会において議決されましたので、指定管理を行わせる施設の所在地及び名称のうち、ふるさと公園テニスコートを削除する変更を行うものでございます。以上、報告第13号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎久保田教育長

報告第13号の説明が終わりました。質疑はございませんか。はい。近藤委員。

◎近藤委員

名称の中で、ふるさと公園というのが、ほぼすべてに入っているんですけども、これは必ず入れないとだめなものなのではないでしょうか。理由があるのであればお聞かせ願います。

◎久保田教育長

答弁を求めます。事務局長

◎鎌田事務局長

体育施設のほかあの周辺一帯をふるさと公園ということで、管理しておりますので、そのうちの体育施設ということで、条例上もすべての部分においてふるさと公園という名称を付けております。これにつきましては、周辺の一体整備を変更しない限りは、この名称は継続をして付けるべきものかと認識しております。以上でございます。

◎久保田教育長

今後の参考意見として伺っておくということによろしいでしょうか。

◎近藤委員

はい。

◎久保田教育長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第13号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第13号指定管理者に管理を行わせる公の施設の所在地及び名称の変更については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第14号令和5年度新十津川町一般会計補正予算(第6号)について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

それでは、議案書13ページをお開き願います。内容は、報告第14号別紙のとおりとしまして、14ページから23ページまでとなります。また、お手元にお配りしております報告第14号関係資料の歳出一覧表も併せてご覧ください。今回の補正予算につきましては、報告第14号関係資料のとおり全体で34件ございますが、すべて入札執行残や年度末の実績見込みにより不用となる予算の減額及び財源更正によるものでございます。金額が大きいなど特徴的なものについてご説明をいたします。議案14ページ、15ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費のうち教育委員会所管事業の3番、総合健康福祉センター管理運営事務は、令和5年第12回教育委員会定例会において説明をしておりますが、9,152,000円の増額補正をしました機械設備等の修繕について、一部部品の調達が年度内にできないことから、契約額9,130,000円を令和6年度予算に全額を繰り越すものでございます。続きまして、16ページ、17ページをお開きください。10款1項2目事務局費につきましては、3番、育英事業7,786,000円の減額でございます。こちらは、新規貸付、入学金貸付人数が減ったことによる減額でございます。次に2項1目小学校学校管理費につきましては、6番、教員住宅維持管理事業6,864,000円の減額は、小学校教員住宅1棟3戸の解体工事完了による減額でございます。次に2項2目小学校教育振興費につきましては、1番、小学校教育推進事業3,006,000円の減額は、道教委の時間講師の措置が可能となったため、町費で見ておりました時間講師1人分の不用額が主なものでございます。18ページ、19ページをお開きください。4番、小学校就学援助事業1,750,000円の減額は、認定者数の減によるものでございます。次に3項1目中学校学校管理費につきましては、1番、中学校校舎等維持管理事業5,474,000円の減額は、中学校外灯修繕、屋外トイレ解体工事、体育館外部改修工事の完了による減額でございます。3項2目中学校教育振興費につきましては、1番、中学校教育推進事業4,108,000円の減額は、こちらも小学校と同様、道教委の時間講師の措置が可能となったため、町費で見ておりました時間講師1人分が不用となったことによる減額でございます。3番、外国青年招致事業2,045,000円の減額は、7月退任者、8月新規招致者が11月末途中退任したことによる報酬額の精査による減額が主なものでございます。続きまして、20ページ、21ページをお開きください。6番、中学校就学援助事業1,350,000円の減額は、認定者数の減によるものでございます。4項1目社会教育総務費につきましては、12番、児童・生徒母村交流事業620,000円の減額は、日程を3泊4日から2泊3日に変更したことによる減額でございます。



よる減額でございます。次に4項2目文化振興費につきましては、2番、芸術鑑賞事業1,311,000円の減額は、文化協会、音楽協会、教育委員会実施の3件のコンサートの事業完了による減額でございます。22ページ、23ページをお開きください。5項2目体育施設管理費につきましては、2番、ふるさと公園内体育施設管理運営事業1,881,000円の減額は、ピルネスタジアム内野グラウンド整備工事完了による減額でございます。5項3目学校給食運営費につきましては、1番、学校給食センター管理運営事業3,411,000円の減額は、燃料費、電気料の実績見込精査による減額でございます。この補正予算につきましては、町議会第1回定例会に提出をし、3月11日に議決いただいておりますことを申し添えます。以上、報告第14号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎久保田教育長

報告第14号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎久保田教育長

よろしいですか。

(「はい」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第14号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第14号令和5年度新十津川町一般会計補正予算(第6号)については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第15号令和6年度新十津川町一般会計予算について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

それでは、議案書25ページをお開き願います。内容は、報告第15号別紙のとおりとしまして、26ページから47ページまでとなります。また、お手元にお配りしております報告第15号関係資料の令和6年度教育委員会所管予算概要によりご説明いたします。なお、2月に開催しました総合教育会議におきまして、令和6年度における重点施策について説明をしております新規及び重点施策の事業、また、事業内容や予算規模に大きく変更があったものを中心にご説明いたします。報告第15号関係資料の1ページ、2ページをご覧ください。3款1項1目社会福祉総務費のうち教育委員会所管事業の3番、総合健康福祉センター管理運営事務68,003,000円は、総合健康福祉センターの施設運営に要する管理委託料、光熱水費、燃料費、ゆめりあホール等の管理運営業務委託料のほか、長年使用しており汚損等しています健康づくり指導室のカーペット交換修繕885,000円、新紙幣に対応した体力増進室券売機修繕110,000円、開館から23年が経過し座席の汚れが目立つゆめりあホールの座席クリーニング手数料878,000円などを計上しております。次に10款1項1目教育委員会費につきまして、1番、教育委員会活動事業2,434,000円は、教育委員の活動費用として4名の委員報酬、費用弁償及び教育長の旅費、交際費等を計上しております。次に1項2目事務局費につきまして、3番、育英事業16,869,000円は、貸付金として新規貸付8人、継続貸付7人分と、入学

金は令和6年度入学者分8人と令和7年度入学者分5人の貸付を見込み10,840,000円、26人からの償還金の積立金6,021,000円を計上しております。4番、新十津川農業高等学校教育振興事業4,000,000円は、特色ある農業高校の教育推進及び魅力ある学校づくりへの支援として、農業クラブなどの各種大会活動、遠距離通学生徒への定期券購入助成、資格取得研修や町民交流推進事業経費等に対する支援分として計上しております。5番、高等学校等通学費助成事業2,799,000円は、令和5年度に制度改正しました高校通学費助成制度で、定期券購入費月額から7,200円を控除した額の全額を月額15,000円を上限に助成するものでございます。資料3ページ、4ページをご覧ください。2項1目小学校学校管理費につきまして、2番、小学校校舎等維持管理事業33,762,000円は、小学校の校舎等に係る燃料費、光熱水費、修繕料、校務補業務の管理委託料等のほか、経年劣化で修理不能となり不足が生じる児童用机、椅子20脚の購入で685,000円、不具合のある音響機器、設備の更新として体育館ワイヤレス設備の購入480,000円、ポータブルワイヤレス機器の購入381,000円を計上しております。6番、教員住宅維持管理事業7,830,000円は、小学校の校長、教頭住宅として使用していた昭和55年度建築、43年経過の2戸の住宅の解体6,622,000円のほか、教員住宅として管理する8戸に係る維持管理費用を計上しております。2項2目小学校教育振興費につきまして、1番、小学校教育推進事業14,009,000円は、令和6年度から新採択の教科書を使用することから、教師用指導所の購入5,314,000円、小学6年生を対象に漢字検定の検定料の助成や、赤平市植松電機によるロケット教室、専門講師を招いての体育授業、小学4年が北海道ボールパークFビレッジ内の農業学習施設クボタアグリフロントを見学する費用905,000円を計上しております。また、生物顕微鏡5台の購入374,000円のほか、ICT支援業務としては、GIGAスクール構想に係るネットワーク保守や、タブレット端末iPadの保守業務などで1,034,000円、AIドリル、学習支援コンテンツの使用料が971,000円を計上しております。資料5ページ、6ページをご覧ください。4番、小中学生芸術鑑賞事業985,000円は、雨竜町と合同で行う小中学生の芸術鑑賞事業の開催費用を計上しております。5番、社会科副読本改訂事業3,410,000円は、小学校3、4年生で使用している社会科副読本は7年ごとに改訂作業を行っております。令和7年度から使用する社会科副読本の改定業務について、写真やデータの整理を行い、校正、レイアウト、印刷製本業務等の委託料を計上しております。次に3項1目中学校学校管理費につきまして、1番、中学校校舎等維持管理事業32,179,000円は、中学校の校舎等に係る燃料費、光熱水費、修繕料、校務補業務の管理委託料等のほか、校舎南側にあります屋外避難階段が経年劣化による全体の腐食が激しく危険であるため、修繕での対応が困難であり、撤去し新設する改修工事費用5,753,000円を計上しております。5番、スクールバス運行管理事業47,480,000円は、スクールバスの運行業務及びスクールバスの維持管理業務に係る委託費用のほか、不具合のあるスクールバス車庫のオーバースライダー修繕475,000円、運転手詰所の床、天井等の修繕337,000円を計上しております。次に3項2目教育、中学校教育振興費につきまして、資料の7ページ、8ページをご覧ください。1番、中学校教育推進事業16,028,000円は、ICT支援業務としては小学校と同様にGIGAスクール構想に係るネットワーク保守やタブレット端末iPadの保守業務などで1,034,000円、オンラインAIドリル及び学習支援コンテンツの使用料555,000円、校務用パソコン28台の更新費用7,866,000円のほか、特設道徳やキャリア教育の講演を開催する負担金、修学旅行につきましては、震災体験学習プログラム費用150,000円の助成の継続と保護者の負担軽減を図るための費用750,000円を計上しております。2番、中学校特別支援教育事業2,485,000円は、令和5年度に小学校費に計上しておりました医療的ケアの必要な生徒に係る訪問看護師等の委託料2,355,000円を計上しております。3番、外国青年招致事業2,632,000円は、外国語教育の充実及びリスニング能力の向上を図るため、JETプログラ

ム事業により英語指導助手を配置しております。在籍している1人につきましては8月4日で5年間の任期満了となりますので、新たに2人を招致致します。退任1人、新規2人に係る帰国及び招致に係る費用を計上しております。4番、課外活動事業7,247,000円は、部活動の消耗品、吹奏楽部の楽器修繕費用500,000円、活動負担金や中体連の全道大会出場負担金4,136,000円のほか、アルミ製のサッカーゴール購入955,000円、クラリネット1本、テナーサックス1本の購入904,000円を計上しております。次に4項1目社会教育総務費につきまして、2番、学校支援地域本部事業194,000円は、生涯学習推進アドバイザーが中心となって地域と学校を結びつけるよう青少年健全育成町民会議の活動を支援し、健全育成のつどいを開催するための費用を計上しております。6番、ふるさと学園大学運営事業1,692,000円は、概ね60歳以上の高齢者を対象に、経験、知識等を活かした学習意欲の高揚及び社会参加並びに体力の維持増進に資する魅力あるカリキュラムを全8回、13講座の開催費用のほか、受講ポイントの付与に係る費用を計上しております。9ページ、10ページをご覧ください。9番、農村環境改善センター管理事業18,030,000円は、農村環境改善センターの指定管理料13,725,000円、周辺管理業務、除雪業務に係る委託料2,563,000円のほか、冷房設備未設置の研修室に2台、相談室に1台の冷房設備設置費用1,199,000円を計上しております。11番、新十津川アートの森管理事業2,396,000円は、アートの森の指定管理料1,691,000円のほか、防虫、除草に係る消耗品費及び手数料を計上しております。12番、児童生徒母村交流事業1,731,000円は、母村の中学生や地域の方々との交流を通じ、十津川村の歴史や伝統を学んでもらうため、中学1年生20人を募集し、7月下旬に十津川村を訪問する費用を計上しております。4項2目文化振興費につきまして、1番、文化活動推進事業1,122,000円は、小学4年生を対象にアートの森を運営する団体に図画工作など創作体験の指導委託料200,000円、アート塾開催委託料550,000円のほか、町民文化祭、町民音楽祭に係る費用310,000円を計上しております。2番、芸術鑑賞事業5,000,000円は、資料の11ページ、12ページをご覧ください。音楽や文化芸能の鑑賞事業、鑑賞機会を提供する事業として、音楽協会主催で7月19日金曜日に音楽コンサート、文化協会主催で8月24日土曜日に民謡コンサート、教育委員会主催で10月5日土曜日にピアノコンサート、11月9日土曜日に子どもと子育て世代を対象にした参加型のクラシックコンサートなどの公演費用として5,000,000円を計上しております。4項3目開拓記念館費につきまして、1番、開拓記念館管理運営事業3,175,000円は、受付業務委託料1,070,000円のほか、光熱水費、施設管理委託料を計上しております。4項4目図書館費につきまして、1番、図書館維持管理事業16,679,000円は、施設管理に係る光熱水費及び委託料のほか、正面玄関階段タイル一部張替修繕に300,000円、敷地内の樹木伐採467,000円を計上しております。2番、図書館空調設備整備事業49,049,000円は、令和5年12月定例会で債務負担行為補正をしております図書館の空調設備整備として幼児コーナー、レファレンスコーナーについては取替、新規に閲覧コーナーに5台、事務所に2台、研修室に1台を設置する工事費用を計上しております。4番、図書館利用促進事業345,000円は、写真家、奥山敦志氏が町内の方を題材にした写文集「庭とエスキース」の第2弾が発刊されたことから、特別展とトークショーを開催する費用を計上しております。5番、絵本ふれあい事業310,000円は、3、4か月児の乳幼児検診と2歳半児の検診の機械に絵本を贈呈している絵本ふれあい事業ファースト及びセカンドに関する費用を計上しております。次に5項1目保健体育総務費につきまして、2番、社会体育推進活動事業705,000円は、ピンネシリ登山マラソンの大会負担金を計上しております。なお、コース状態の悪化や運営ボランティアスタッフの確保が困難であり、安全の確保が難しいことから、令和6年度第30回大会をもって最終大会といたします。資料13ページ、14ページをご覧ください。3番、スポーツ体験学習推進事業698,000円は、文化スポーツ少年団が自主的に開催するスポーツ教室実施負担

金及び令和5年秋に整備しましたピンネスタジアムで開催する北海道日本ハムファイターズ少年野球教室開催費用を計上しております。6番、スポーツ大会参加助成事業4,000,000円は、文化スポーツ活動のコンクール及び協議会、全道、全国大会などに参加する者に対し、参加に要する費用の一部に対する助成金を計上しております。なお、令和6年度から公平性を図るため、助成対象外としていた町外の教室や団体に所属する小中学生を助成対象とする拡大を行うことから1,000,000円を増額し4,000,000円を計上しております。7番、生涯スポーツ推進事業9,083,000円は、スポーツ協会のスポーツクラブに対する運営負担金の費用を計上しております。次に5項2目体育施設管理費につきまして、1番、そっち岳スキー場管理運営事業70,160,000円は、そっち岳スキー場の管理運営に要する消耗品費、光熱水費及び施設管理委託料のほか、新紙幣に対応する券売機修繕132,000円、圧雪車の始業前点検手数料885,000円、令和6年度と令和7年度の2年間で実施するリフト制御装置、受電設備の改修工事の52,900,000円、令和6年度分を計上しております。2番、ふるさと公園内体育施設管理運営事業80,642,000円は、指定管理委託料59,816,000円のほか、ふるさと公園テニスコートが経年劣化によるネット破損等で状況が悪化、利用者の激減もありピンネテニスコートへの機能を集約するためネット等を撤去し更地にする費用として1,326,000円、ふるさと公園高圧機器改修工事10,340,000円、温水プール清掃用全自動クリーナーの購入550,000円などを計上しております。次に5項3目学校給食運営費につきまして、1番、学校給食センター管理運営事業36,832,000円は、学校給食センター施設に係る燃料費、電気料、機械設備の整備費及び保守点検委託料等のほか、移動シンク3台、作業台9台のキャスターの交換及び破碎機電動弁の交換修繕に744,000円、また、衛生管理を徹底するため、捕虫器9台の購入847,000円、食中毒の原因となる菌の増殖を防止するため、副食を短時間で冷却する設備、真空冷却器更新9,768,000円を計上しております。資料15ページをご覧ください。2番、学校給食提供事業96,354,000円は、町内の小学校、中学校、農業高校、幼稚園、雨竜の小中学校に合計約1,000人の給食提供に係る消耗品、光熱水費、賄材料費、手数料などのほか、賄材料費の物価高騰対策として6,926,000円、デジタル台はかり購入209,000円、栄養ソフト更新134,000円、調理、洗浄業務等委託料30,873,000円などを計上しております。この令和6年度予算につきましては、お手元にお配りしております報告第15号関係資料のとおり議会のほうに、予算審査特別委員会にて説明をしている内容でございます。こちらにつきましては、例年ですと議案の資料だけの内容の説明の資料ということで書類はお渡ししておりませんが、今回、皆さんに事前にお配りさせていただいてお目通ししていただいた形で、説明内容については、大きな変動がある新規のものですとか、拡充のものですとか、金額の変更のあるものについての説明とさせていただきます。これにつきましては、第1回町議会定例会に提出をし、3月15日に議決いただいておりますことを申し添えます。以上、報告第15号の説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第15号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎松倉委員

お願いします。

◎久保田教育長

松倉委員。

◎松倉委員

開拓記念館につきまして、令和6年度の予算についてというよりは、今後の見通しとして、建物の老朽化や入口までの階段について見直していかなければならないと考えています。将来の見通しについて、伺えますか。

◎久保田教育長  
事務局長。

◎鎌田事務局長

施設の改修、修繕につきましては、令和2年度末に策定をした社会教育施設の長寿命化計画に基づいて今後の修繕計画をそれぞれの教育委員会関係施設について進めていく、予算計上をして、財政状況を勘案しながら進めていくこととなっております。また、階段の部分につきましては、利用者なり今管理をお願いしているとっぷ子どもゆめクラブのほうからも、いろいろなご意見を伺っておりますので、そちらどうしたらいいのかということを利用者の方だったりに不便を掛けないようなことが、最も良い方法がどうなのか、何かというのは今度、検討をしてみたいと思います。以上です。

◎久保田教育長

よろしいですか。開拓記念館及び隣接する農業記念館につきまして、教育委員さんと一度現地を確認しながら今後のことも検討していきたいなと思います。ほかに質疑ございませんか。近藤委員。

◎近藤委員

小学校の校舎の上の一部壁の塗装が剥がれているような部分がありますので、優先的に修繕をお願いしたいなと思います。

◎久保田教育長

はい、ありがとうございます。ほかに委員さんから質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

いいですか。

(「はい」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第15号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第15号令和6年度新十津川町一般会計予算については報告のとおり了承されました。続きまして、日程第5、議案審議を議題といたします。

議案第2号新十津川町立新十津川中学校の特別支援学級の廃止及び設置について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

それでは、議案書49ページをお開き願います。提案理由を申し上げます。学校教育法第81条第2項の規定により、特別支援学級の廃止及び設置について議決を求めるものでございます。内容を説明いたします。1廃止する特別支援学級、(1)廃止する障害学級区分、言語学級、(2)廃止年月日、令和6年3月31日、(3)廃止理由、生徒の卒業により、言語学級の在籍生徒がないためでございます。2設置する特別支援学級、(1)設置する障害学級区分、病弱・身体虚弱学級、(2)設置年月日、令和6年4月1日、(3)設置理由、生徒の病弱・身体虚弱学級入級の決定によるものでございます。3特別支援学級設置状況について、50ページの議案第2号別紙としまして、令和6年度新十津川町立小中学校の特別支援学級設置状況といたしまして、障がい区分、学年ごとの人数を載せてございます。今回の学級の廃止及び設置によりまして、新十津川小学校は5学級22人、新十津川中学校は3学級8人となります。以上、議案第2号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第2号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、これより議案第2号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第2号新十津川町立新十津川中学校の特別支援学級の廃止及び設置については原案のとおり決定されました。続きまして、議案第3号新十津川町文化スポーツ活動に係る大会出場奨励金交付規則の制定について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

それでは、議案書の51ページお開き願います。新十津川町文化スポーツ活動に係る大会出場奨励金交付規則、新十津川町文化スポーツ活動大会参加費助成金交付規則の全部を改正するとしまして58ページをお開き願います。提案理由を申し上げます。文化活動又はスポーツ活動に係る競技会等への出場に関する助成制度について見直しを行うため、この規則の全部改正について議決を求めるものでございます。51ページにお戻りください。改正の内容をご説明いたします。現行教育委員会規則、新十津川町文化スポーツ活動大会参加費助成金交付規則につきましては、平成18年4月1日に施行され、これまで幾度か見直し改正が行われており、平成27年度に助成内容を大きく改正し現在に至っております。しかしながら、現状で課題等もあったことから、助成制度について見直しを行うため、今回全部改正をするもので

ございます。改正内容につきましては、1つ目としまして、助成対象につきまして、小中学生が町外の体育団体又は文化団体の会員として助成対象大会に出場する場合、同一種目、種別の教室や団体が町内にある場合、町外の教室や団体に所属する町民については助成対象になりませんでした。これを助成対象とし、町内にある、ないに関わらず対象にする改正をいたします。2つ目としまして、助成対象経費の算定方法等につきまして、現行は、旅費につきましては職員の旅費規程に準じて旅費の実費額を対象としていることから、助成対象大会に係る大会日程、行程、交通手段、宿泊数、大会前後の行動、最短、最安などを詳細に調査、聞き取り、確認の上算定しております。それにより申請事務が煩雑となっております。これを見直し、助成対象経費の基礎とする旅費相当分の算定方法を簡略化及び一部定額化する内容に改正をするものでございます。なお、助成対象経費に対する助成率につきましては、現行と同様で変更はいたしません。これらの改正内容を踏まえ、第1条から第13条までに整理しております。第1条では現行と変わりなく制度の目的、第2条では対象となる大会の定義、第3条では奨励金の交付対象者を定め、52ページ、第4条では奨励金の額の算出方法を定めております。第5条から第10条までは奨励金の申請、交付決定、実績報告、交付の請求等について、これまでの規則とあまり変更箇所はございませんが、規定をしてございます。様式につきましても、今回、関係箇所の改正を行っております。54ページですね、附則といたしまして、第1項で施行期日を定め、令和6年4月1日から施行することとしております。第2項では、経過措置としまして、3月31日までに現行規則第7条第1項の交付申請の提出をした者については、従前の例によることを経過措置規定をしております。以上、議案第3号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第3号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎高桑委員

お願いします。

◎久保田教育長

はい、高桑委員。

◎高桑委員

大幅な改正ということで、今までと違って町内だけじゃなくて町外の団体にもということで、町外に行ってらっしゃる方にもこういうふうに変ったよということをどんなふうに伝えていくのでしょうか。

◎久保田教育長

答弁を求めます。事務局長。

◎鎌田事務局長

今までも町外の団体でも対象となっている方はいました。それは、種目だったり団体が無い場合については町外に通う方についても対象となっておりました。ただし、町内に同じ種目、団体等がある場合は、町外の同じ教室、種目の競技等に参加される場合には対象になっていなかったもので、そこもすべて対象にするということになっております。今回の変わりましたという周知につきましては、広報4月号でまずはお知らせをするということになってご

ございます。以上でございます。

◎久保田教育長

はい、よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。近藤委員。

◎近藤委員

54ページの別表のところなんですけれども、奨励金算出対象者のところで、小中学生及びその指導者は分かるんですけど、その横の左記以外の者ってどういう人になるんでしょうか。

◎久保田教育長

答弁を求めます。事務局長。

◎鎌田事務局長

こちらにつきましては、最近のケースですと、高校生ですとか大人の方がこちらの対象になります。

◎近藤委員

それ指導者とかなんですか。

◎鎌田事務局長

出場者です。

◎近藤委員

出場者。

◎鎌田事務局長

ピアノコンクールに高校生が参加された、また、大人の方が剣道で全国大会へ出られたというような、小中学生と小中学生のその指導者以外の方がこの左記以外の者という形になっております。

◎近藤委員

保護者とか。

◎鎌田事務局長

保護者は一切この該当にはなりません。

◎近藤委員

すみません、ありがとうございます。

◎久保田教育長

ほかに質疑ございませんか。

◎久保田教育長



よろしいですか。

(「はい」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、これより議案第3号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第3号新十津川町文化スポーツ活動に係る大会出場奨励金交付規則の制定については原案のとおり可決されました。続きまして、議案第4号新十津川町社会教育委員の委嘱について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

それについては、議案書59ページをお開き願います。提案理由を申し上げます。新十津川町社会教育委員の委嘱について、新十津川町社会教育委員に関する条例第2条の規定により議決を求めるものでございます。任期につきましては、令和6年4月1日から8年3月31日までの2年間でございます。以上、議案第4号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第4号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

これより議案第4号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第4号新十津川町社会教育委員の委嘱については原案のとおり可決されました。続きまして、日程第6、その他を議題といたします。事務局より提案ありますか。

◎鎌田事務局長

ございません。

◎久保田教育長

それでは、以上をもちまして、令和6年第3回教育委員会定例会を閉会いたします。

(閉会 午後5時30分)

会議の顛末を記載し、その旨相違なきことを証するためにここに署名する。

会議録署名委員

会議録署名委員